

「外来後発医薬品使用体制加算」に係る院内掲示

- ①後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。
- ②医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しています。
- ③医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があることがあります。変更する場合には受診された方に十分に説明します。

2024年6月1日 小名浜生協病院附属せいきょうクリニック

「生活習慣病管理料」に係る院内掲示

当院では受診される方の状態に応じ、28日以上 of 長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

2024年6月1日 小名浜生協病院附属せいきょうクリニック

「医療情報取得加算」に係る掲示

当院では、初診料・再診料に「医療情報取得加算」を加算しています。
この加算は「オンライン資格確認を導入している保険医療機関において、初診時や再診時に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価するもの」として位置づけられており、当院では以下の体制を有しています。

- ①オンライン資格確認を行う。
- ②当院を受診した方に対し受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う。

2024年6月1日 小名浜生協病院附属せいきょうクリニック

「外来感染対策向上加算」に係る掲示

当院は、福島県より感染症の規定に基づく医療措置協定の第二種指定医療機関に指定されています。

(1) 院内感染対策に係る基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要です。院内感染防止対策を全職員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう取り組んでいます。

(2) 院内感染対策に係る組織体系、業務内容

感染防止対策部門を設置し、院内感染管理者を配置した上で、感染防止に係る日常業務を行っています。

(3) 院内感染管理者の業務内容

- ① 1週間に1回、院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行っています。
- ② 院内感染対策指針及びマニュアルの作成・見直しを行うとともに全職員へ周知しています。
- ③ 院内感染対策に関する資料を収集し、職員へ周知しています。
- ④ 職員研修を企画・実施しています。
- ⑤ 院内感染が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図っています。
- ⑥ 市内基幹病院（A234-2 感染対策向上加算1の届出病院）が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに年2回以上参加しています。
- ⑦ 市内基幹病院が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練に年1回以上参加しています。

(4) 感染性疾患への対応

感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、オンライン診療を行い、一般診療の方と動線を分けています。

(5) 抗菌薬適正使用のための方策

抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします。

(6) 他の医療機関等との連携体制

市内基幹病院と連携し、院内感染に関するカンファレンスへの参加、新興感染症の発生等を想定した訓練への参加、院内の抗菌薬の適正使用に関する助言を受けています。